



発 行 新 潟 県

第 86 号

令和5年11月10日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1164 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1165 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 1166 公共測量の実施通知(監理課)
- 1167 公共測量の実施通知(監理課)
- 1168 公共測量の実施通知(監理課)
- 1169 公共測量の実施通知(監理課)
- 1170 道路の区域変更(道路管理課)
- 1171 道路の区域変更(道路管理課)
- 1172 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)
- 1173 都市計画事業の施行(都市整備課)
- 1174 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)

公 告

県政功労者の表彰(秘書課)

知事表彰 (秘書課)

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課)

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課)

公聴会の開催の中止(都市政策課)

指定管理者の募集(都市整備課)

特定調達契約の落札者等(出納局会計検査課)

告 示

◎新潟県告示第1164号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、岩船郡関川村の関川村土地改良区の定款の変更を令和5年10月30日認可した。

令和5年11月10日

新潟県村上地域振興局長

◎新潟県告示第1165号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和5年11月10日

新潟県知事 花角 英世

| 地区名 | 事業名 | 市町村名 | 完了年月日 |
|-----|---------------------|--------|-----------|
| 西蒲原 | 農用地保全施設整備(地盤沈下対策)事業 | 新潟市·燕市 | 令和5年8月30日 |

◎新潟県告示第1166号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新潟地域振興

局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。 令和5年11月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(農林水産省所管国有農地用地測量)
- 2 作業期間 令和5年10月3日から令和5年12月16日まで
- 3 作業地域 新潟市東区牡丹山二丁目地内

◎新潟県告示第1167号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年11月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 経営体育成基盤整備事業 若宮地区 地形図作成業務委託 公共測量(3級水準測量、標定点測量、同時調整、数値図化)
- 2 作業期間 令和5年9月20日から令和6年3月14日まで
- 3 作業地域 新潟県五泉市本田屋、東石曽根他 地内

◎新潟県告示第1168号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年11月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 航空レーザ測深
- 2 作業期間 令和5年11月1日から令和6年3月5日まで
- 3 作業地域 新潟県糸魚川市姫川流域

◎新潟県告示第1169号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年11月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量 1級基準点測量
- 2 作業期間 令和5年11月6日から令和6年3月22日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市東区松浜町地区~新潟県阿賀野市小松地区

◎新潟県告示第1170号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

令和5年11月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名新発田豊栄線
- 3 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧の別 | 敷 | 地 | \mathcal{O} | 幅 | 員 | 延 | 長 |
|-------------|-------|------|-------|------|---------------|-----|---|---------|----|
| 新発田市曽根字島ノ内3 | 48番から | 新 | 14. 6 | ~16. | 2メ・ | ート/ | ル | 165.8メー | トル |

| 同市曽根字宮ノ腰253番5まで | | | |
|-----------------|---|---------------|-----------|
| | 旧 | 14.6~18.0メートル | 166.3メートル |
| | | | |

◎新潟県告示第1171号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・ 行政課において縦覧に供する。

令和5年11月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名佐渡一周線
- 3 道路の区域

| 区 | 引 | 新旧の別 | 敷地 | \mathcal{O} | 幅 | 員 | 延 | 長 |
|---------------|---|------|----------|---------------|----|---|-----------|----|
| 佐渡市岩谷口497番7から | | 新 | 9.6~54.2 | メー | トル | , | 224.8 - | トル |
| 同市岩谷口499番7まで | | IΒ | 9.6~54.2 | メー | トル | , | 224.8 🖈 — | トル |

◎新潟県告示第1172号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により次の区域を 急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和5年11月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域の名称

間瀬四区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から26号までを順次結んだ線及び標柱26号と1号を結んだ線に囲ま れた区域

新潟市西蒲区間瀬

字新村

| 4499番 | 1号、24号及び26号 |
|---------|-------------|
| 4519番 3 | 2号及び3号 |
| 4519番 4 | 4号及び5号 |
| 4514番 3 | 6号から11号まで |
| 4509番 | 12号から14号まで |
| 4505番 | 15号 |
| 4501番 2 | 16号 |
| 4502番 | 17号 |
| 4490番 1 | 18号 |
| 4491番 2 | 19号 |
| 4487番 2 | 20号 |
| 4484番 | 21号 |
| 3909番 3 | 22号 |
| 4492番 | 23号 |
| 4500番 1 | 25号 |

◎新潟県告示第1173号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第59条第2項の規定により、都市計画事業を次のとおり施行する。 令和5年11月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 阿賀野都市計画道路事業
 - (2) 名称 3 · 5 · 4 号水原停車場線
- 2 施行者の名称

新潟県

3 事務所の所在地 新潟市中央区新光町4番地1

- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分

新潟県阿賀野市下条町、岡山町及び学校町地内

(2) 使用の部分なし

◎新潟県告示第1174号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。 令和5年11月10日

新潟県三条地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

令和5年10月27日

3 指定道路の位置等

| 位置 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|---------------------|-----------|-----------|
| 加茂市番田1478番9の内、1478番 | 6. 00 | 54. 43 |
| 10の内、1478番11の内 | | |

公 告

県政功労者の表彰について(公告)

新潟県県政功労者顕彰等に関する規則(昭和28年新潟県規則第35号)第3条の規定により、次の者を表彰した。 令和5年11月10日

新潟県知事 花角 英世

職 名 氏名 住所地

新潟県議会議員 岩村 良一 新発田市

知事表彰について (公告)

新潟県褒賞規則(昭和59年新潟県規則第67号)第2条の規定により、次の者を表彰した。 令和5年11月10日

新潟県知事 花角 英世

職名等氏名・住所地又は所在地

地方自治功績(第2条第1号該当)

 元 新潟市議会議員
 金子 益夫
 新潟市北区

 長岡市議会議員
 酒井 正春
 長岡市

 元 三条市議会議員
 西澤 慶一
 三条市

 元 加茂市議会議員
 山田 義栄
 加茂市

| 第86号 | 新 | 潟 | 県 : | 報 | 令和5年11月10日(金) |
|-------------------------|--|----|-------|-----------------------|---|
| 燕市議会議員 | | | 渡邉 | 広宣 | 燕市 |
| 社会福祉功績(第2条第2号該当) | | | | | |
| 元 一般社団法人新潟県老人福祉施設協議会 | 会会会 | | 髙橋 | 是司 | 三条市 |
| 保健衛生功績(第2条第3号該当) | | | | , | • |
| 元 新潟県厚生連放射線技師会会長 | | | 折笠 | 康宏 | 長岡市 |
| 元 一般社団法人五泉市東蒲原郡医師会会長 | Ē. | | 金子 | 義伸 | 五泉市 |
| 元 一般社団法人柏崎市刈羽郡医師会副会長 | | | 木村 | 道夫 | 柏崎市 |
| 元 一般社団法人上越医師会会長 | | | 早津 | 正文 | 上越市 |
| 商工業功績(第2条第5号該当) | | | | | _ . |
| 小木町商工会会長 | | | 木村 | 富美雄 | 佐渡市 |
| 塩沢商工会会長 | | | 中嶋 | 成夫 | 南魚沼市 |
| 農林水産業功績(第2条第7号該当) | | | 15 | ,,,,,, | |
| 新潟県漬物工業協同組合理事 | | | 片山 | 吉朗 | 新発田市 |
| 元 新潟かがやき農業協同組合経営管理委員 | 10000000000000000000000000000000000000 | 会長 | 髙橋 | 七郎 | 新潟市西蒲区 |
| 新潟県森林組合連合会代表理事会長 | (MM) | | | | 上越市 |
| 土地改良功績(第2条第7号該当) | | | 141- | | |
| 元 長江川水系土地改良区理事長 | | | 掃部 | 利久 | 佐渡市 |
| 熊森土地改良区理事 | | | 髙橋 | 利郎 | 燕市 |
| 関川村土地改良区理事長 | | | | 信一 | 岩船郡関川村 |
| 教育功績(第2条第9号該当) | | | 701-1 | TH |) [] [] [] [] [] [] [] [] [] [|
| 学校医 | | | 泉耳 | 廖 司 | 見附市 |
| 学校医 | | | 太田 | 裕 | 長岡市 |
| 元学校歯科医 | | | 木村 | 義和 | 小千谷市 |
| 体育功績(第2条第9号該当) | | | 71.13 | 32 111 | 4 1 H 11 |
| 元 新潟県相撲連盟副会長 | | | 貝沼 | 憲志 | 上越市 |
| 元 一般財団法人新潟県水泳連盟副会長 | | | 馬場 | 正和 | 長岡市 |
| 一般財団法人新潟県ゲートボール連盟会長 | | | 山岡 | 重雄 | 燕市 |
| 芸術、文化功績(第2条第10号該当) | | | H IN | <u> </u> | VIV.114 |
| 新潟県美術家連盟理事長 | | | 小鈴 | 満栄 | 新潟市中央区 |
| 元 新潟県文化財保護審議会会長 | | | 橋本 | 博文 | 新潟市西区 |
| テノール歌手 | | | 笛田 | 博昭 | 埼玉県所沢市 |
| 指揮者、アルカディア音楽祭音楽監督 | | | 船橋 | 洋介 | 東京都江戸川区 |
| 星と森の詩美術館代表 | | | | 秀二 | 十日町市 |
| 交通安全功績(第2条第11号該当) | | | Уυμ | <i>79</i> — | 11 1111 |
| 公益財団法人三条市交通安全協会会長 | | | 加藤 | 敏敦 | 三条市 |
| 一般財団法人新潟西交通安全協会会長 | | | 古俣 | 侃 | 新潟市西区 |
| 公益財団法人十日町地区交通安全協会理事 | | | | 泰宏 | 十日町市 |
| 善行(第2条第13号該当) | | | 里玛 | 米 五 | 11111 |
| 新潟県への地域貢献活動 | | | 平月 | ₹ | 東京都大田区 |
| (音声訳ボランティア活動) | | | | ち音声訳グループ | 北蒲原郡聖籠町 |
| | | | ひわり | | JU(出)公扣片王 4月17 |
| (要約筆記ボランティア活動) | | | | ッ云 要約筆記サークル | 長岡市 |
| (精神保健福祉ボランティア活動) | | | | よれ 単記 ターク アード ド営利活動法人 | 新潟市南区 |
| (相) 下体使曲(血がブラッイ / 10 動) | | | | をすけあい・ぱる | 州岡川田区 |
| 納税協力功績(第2条第14号該当) | | | | | |
| 糸魚川市納税貯蓄組合連合会理事 | | | 秋山 | 澄雄 | 糸魚川市 |
| 国際交流功績(第2条第14号該当) | | | | | |
| 特定非営利活動法人新潟県対外科学技術交流 | 充協会 | 理事 | 目黒 | 修治 | 新潟市西区 |
| 観光振興功績(第2条第14号該当) | | | | | |
| 公益社団法人上越観光コンベンション協会理 | 里事 | | 田中 | 正人 | 上越市 |

公益社団法人新潟県観光協会理事

山田 栄三郎

長岡市

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を 次のとおり公表する。

令和5年11月10日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ダイレックス加茂店

所在地 加茂市新栄町1920番5 外

設置者 ダイレックス株式会社

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 令和5年6月27日

- 3 意見の概要
 - (1) 加茂市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和5年11月10日から令和5年12月10日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を 次のとおり公表する。

令和5年11月10日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 上越ウイングマーケットセンター

所在地 上越市大字富岡字五田所256番地

設置者 株式会社パティオ 他6者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更(駐輪場の位置、荷さばき施設の位置、廃棄物等保管施設の位置、小売業者の開店時刻及び閉店時刻、荷さばきを行うことができる時間帯)に関する届出

公告日 令和5年5月26日

- 3 意見の概要
 - (1) 上越市からの意見の概要

意見なし

- (2) 居住者等の意見の概要 意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和5年11月10日から令和5年12月10日まで

公聴会の開催の中止について(公告)

新潟県都市計画公聴会規則(昭和44年新潟県規則第75号)第5条の規定により、新潟都市計画の変更の素案についての公聴会の開催を中止した。

令和5年11月10日

新潟県

代表者 新潟県知事 花 角 英 世

1 中止とした公聴会の日時

令和5年11月6日(月) 午後1時30分から

2 中止とした公聴会の開催場所

新潟県庁 西回廊大会議室

(新潟市中央区新光町4番地1)

指定管理者の募集について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び新潟県都市公園条例(昭和60年新潟県条例第46号。 以下「条例」という。)第15条の6第1項の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

令和5年11月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 募集する事項
 - (1) 対象施設及び対象業務

ア 対象施設 新潟県立紫雲寺記念公園

イ 対象業務

- (ア) 都市公園の運営に関する業務
- (イ) 条例第2条に規定する行為の許可に関する業務
- (ウ) 条例第5条に規定する利用の禁止又は制限に関する業務
- (エ) 条例第5条の2に規定する有料公園施設の使用の許可に関する業務
- (オ)条例第8条第1項に規定する許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に関する業務(前記1(1)イ(イ)及び(エ)に規定する許可に係るものに限る。)
- (カ) 都市公園の維持管理に関する業務
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務
- (2) 指定の期間

令和6年4月1日から令和13年3月31日まで

2 申請資格

申請者は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は法人等が構成する共同体(以下「グループ」という。)とし、個人での応募は受け付けない。また、申請者(グループの構成員を含む。)は以下の要件を全て満たす必要がある。

- (1) 県内に事務所を置く又は置くことが確実に見込まれる法人等であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下、「役員等」という。)に就任していないこと。
- (4) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。(県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。)
- (5) 新潟県から指名停止を受けていないこと。
- (6) 法人税、消費税、地方消費税及び県税の滞納がないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)等により、更生又は再生手続きを行っていないこと。
- (8) 経営状況が健全であること。
- (9) 指定管理者になろうとする法人等 (グループを含む。)及びその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びこれらの者と社会的に非難されるような関係にある団体でないこと。
- (10) 体育館やプール等のスポーツ施設及び公園又は公園類似施設の管理業務実績があること。(グループで申請する場合は構成員のいずれかが当該管理業務実績を有していること。)

単独で申請した法人等は、他の申請グループの構成員になることはできない。また、複数の申請グループの 構成員に同時になることはできない。

なお、グループで申請する場合はグループの代表法人等を定めること。

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補として選定された者又は指定管理者としての指定を受けた者が、上記の要件のいずれかを欠くこととなった場合は、その選定又は指定を取り消すこととする。

- 3 募集に関する必要な事項を示す場所等
 - (1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県土木部都市局都市整備課都市公園班

電話番号 025-280-5440 (直通)

(2) 募集要項の配布方法

令和5年11月6日(月)から11月30日(木)までの間、新潟県都市整備課ホームページからダウンロード して入手すること。

(3) 申請書類の提出期間

令和5年11月28日 (火) から11月30日 (木) 午後5時まで

- 4 その他
 - (1) 失格 申請書類に虚偽の記載があった場合、申請者が自らのプレゼンテーション実施前に他の申請者のプレゼンテーションの内容(収支計画の内容を含む。)を入手する等公正な審査を妨げるような行為があった場合及び指定管理料の額を不当にせり上げ、又はせり下げる目的をもって談合その他の不正行為をした事実が確認された場合は、失格とする。また、申請書類に不備がある場合並びに新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会委員及び本募集に関わる県職員に対して、本募集に係る接触の事実が確認された場合は、失格とする場合がある。
 - (2) 指定管理者候補の選定 選定基準に基づく新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会の審査を踏まえ、 指定管理者候補を選定する。
 - (3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。
 - (4) その他 詳細は募集要項による。

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月10日

新潟県知事 花角 英世

1 落札件名及び数量

警報機付きポケット線量計 1,613台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 落札決定日

令和5年10月2日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社千代田テクノル柏崎刈羽営業所

新潟県柏崎市荒浜2丁目15番5号

5 落札価格

64, 495, 805円

6 契約決定方式

一般競争入札

7 落札方式

最低価格

8 入札公告日

令和5年8月18日